

日吉津村 行財政改革大綱

平成18年3月31日

日吉津村

目 次

1	これまでの行財政改革の取り組み	1
2	行財政改革の必要性	1
	(1) 社会環境の変化への対応	1
	(2) 財政健全化への対応	2
	(3) 行政運営システムの変革	2
3	行財政改革の進め方	3
4	日吉津村行財政改革大綱の構成	3
5	基本方針	4
6	基本目標及び基本項目	4
	基本目標 1 「行政サービスの質の向上、村民との協働を目指します」	5
	基本項目 1 「行政サービスの質の向上に取り組みます」	5
	基本項目 2 「村民と行政との協働を推進します」	5
	基本項目 3 「電子自治体の実現を目指します」	5
	基本目標 2 「事務内容や事業を見直し、経費の適正化に努めます」	6
	基本項目 4 「事務事業の再構築に取り組みます」	6
	基本項目 5 「人件費、職員定数の適正化を図ります」	6
	基本項目 6 「歳入の確保に努めます」	6
	基本項目 7 「財政状況の公表に取り組みます」	6
	基本目標 3 「行政評価システムを活用し、行政能力の向上を図ります」	7
	基本項目 8 「行政評価システムの構築に取り組みます」	7
	基本項目 9 「行政能力の向上を図ります」	7
7	集中改革プランと進行管理	8
	(1) 集中改革プランの期間	8
	(2) 達成目標の設定	8
	(3) 進行管理	8

1 これまでの行財政改革の取り組み

本村では、平成15年度に「事務事業の見直し」を行い、改革を推進してきました。

この「事務事業の見直し」では、「財政」「事務事業」「村づくり（補助金等の検討）」の3部会に分け、「時代に即した組織・機構の簡素合理化」に努め、組織機構の見直し、情報化の推進、補助金や使用料等をはじめ事務事業の見直しや情報公開制度の確立などに取り組んできました。

この見直しにより、平成16年4月から、財政運営の健全化を目指し、下水道使用料・各公共施設の使用料等の改正、各種補助金の減額及び廃止、村長をはじめ職員の給与、議員・各種委員の報酬のカット等を実施し、また事務事業の効率化・省力化を目指し補助団体の自主運営、類似審議会等の統合、庁舎内のオンライン化等を実施しています。

2 行財政改革の必要性

ここ近年、目まぐるしい社会経済情勢の変化や長引く不況によって、本村の行財政を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。また、平成15年11月に行われた住民投票の結果を踏まえ「単独存続」を決定し、今後、村民との協働により、厳しい環境を乗り越えていかなければなりません。時代の流れを的確に捉えて厳しい行財政環境に対応していくためには、これまでの取り組みを見直し、新たな視点での大胆な行財政改革を積極的に推進することが求められています。

今、なぜ更に行財政改革が必要なのか、次の課題を見てみましょう。

(1) 社会環境の変化への対応

これからの地方行政は、少子・高齢化の進行や情報通信技術の急速な進展などの時代の変化に柔軟かつ的確に対応するとともに、多様化している村民の価値観及び新たなニーズへの対応を図っていく必要があります。今後さらに行政に対する需要が増大することが予想されます。

地方分権の時代を迎え、地方が自らの力と責任により活力ある地域づくりを推進していくためには、スリムで効率的な行政システムづくりが必要です。さらには、村にとって本当に必要な行政サービスのあり方や行政と村民との協働・役割分担のあり方を見直すとともに、行政情報の積極的な公開と説明責任の徹底が必要です。

一方、環境問題にも着実に取り組み、村民、事業所、行政が共通の認識を持ち、地球温暖化防止やごみ減量化対策をはじめとした環境に配慮した循環型社会の実現を目指した施策を展開することが求められています。

(2) 財政健全化への対応

本村でも、高度経済成長期を通じて増大した行政に対する要求への対応のため、低経済成長期に入った平成初期以降も人件費や公債費などの経常的経費が増加しています。長引く景気低迷の影響などによる財源不足により、財政状況の悪化と硬直化が進んでいます。今後さらに、国や県の制度改正などによる地方交付税や補助金等の縮減が見込まれ増収も期待できない中、財政健全化への取り組みを一層強化し、別途増収対策をしていく必要があります。また、今後長期間に及ぶと予測される低経済成長時代に見合った弾力性のある財政構造への転換を図り、時代に対応した新たなニーズの充足に努めていく必要があります。

(3) 行政運営システムの变革

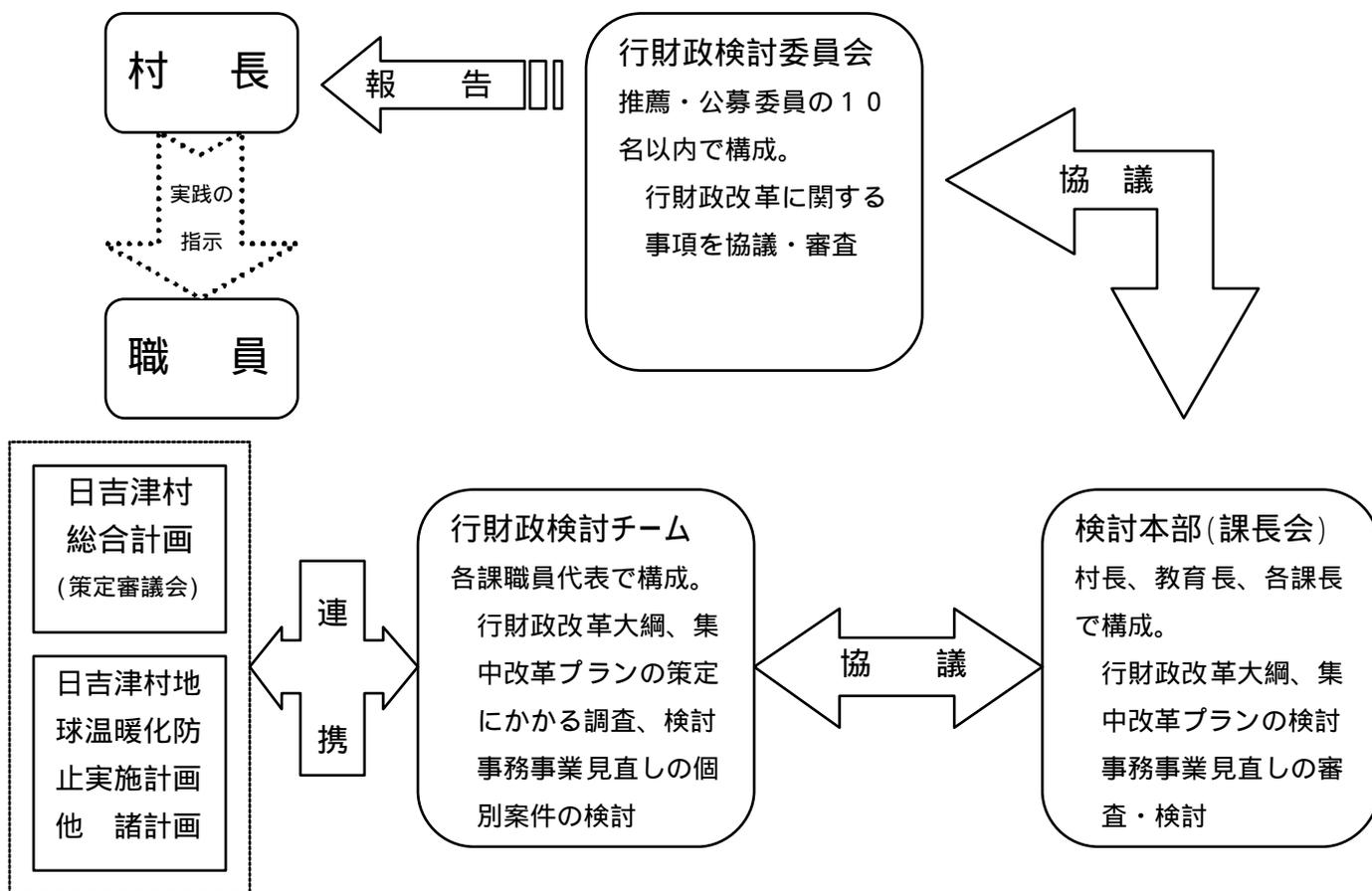
村民のための行政運営を目指し、様々な行政課題に的確かつ迅速に対応するためには、村民の視点や民間経営感覚を重視し、前例にとらわれず改善できるものは積極的に見直していかなければなりません。今後の行政運営にあたっては、明確な目標の設定や進行管理の徹底と評価を行うことが重要であり、新たな行政評価システムの構築を目指し、どれだけのサービスを供給したかではなく、そのサービスがどの程度所期の目的を達成しているかという成果重視型の行政展開を行っていく必要があります。

また、行政の目的は村民や事業者への最適なサービスの供給であることを改めて認識し、行政運営に企業経営的な発想やコスト意識(費用対効果)を取り入れ、村民の満足度を高めるようなサービスの供給に努めていく必要があります。

3 行財政改革の進め方

行財政改革は、村民の意見を最大限反映して実行するために、村民の代表等で構成する“行財政改革検討委員会”で検討・協議しています。この「大綱」作成後も、改革の進行の具合や、新たに出てくる課題に関しての検討もしていきます。また、職員で構成する“行財政検討チーム”では、検討委員会での内容について、具体的に取り組む事務事業について検討していきます。すぐにでも取り掛かれる課題については早急に取り組み、中期・長期の計画を立てて進めていくべきものについては、計画的に実行します。

また、「日吉津村総合計画」や「日吉津村地球温暖化防止実施計画」などの諸計画とも連携をとって効率的に進めていきます。



行財政改革フロー図

4 日吉津村行財政改革大綱の構成

「日吉津村行財政改革大綱」では、本村の今後の行政改革の基礎となる「基本方針」を定め、それを実現するための「基本目標」と、その目標を達成する上で重点的に取り組む「基本項目」をそれぞれの目標ごとに体系的に設定します。

5 基本方針

前述した行財政改革の必要性を踏まえて、日吉津村行政改革大綱における「基本方針」を次のとおりとします。

地方分権が一層進展し、地方自治が新たな段階に入った今日、日吉津村は、社会環境の変化に柔軟に対応できるよう自らを弾力性のある自治体へと変革し、村民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会を構築することが求められています。

このため、行政は、村民の福祉の増進に努め、村民の主体的な参加のもと、村民自治の拡大を支援していくとともに、最少の経費で最大の効果をあげるよう村民本位の行政運営に努めていかなければなりません。

このようなことから、「基本方針」を

「村民との協働によるむらづくりと効率的なシステムの構築」

とし、改革を推進していきます。

6 基本目標と基本項目

改革の「基本方針」を実現するため、次の3つを改革の「基本目標」(3本の柱)として設定するとともに、その目標を達成する上で重点的に取り組む「基本項目」をそれぞれの目標ごとに体系的に設定します。

基本目標1 「行政サービスの質の向上、村民との協働をめざします」

基本目標2 「事務内容や事業を見直し、経費の適正化に努めます」

基本目標3 「行政評価システムを活用し、行政能力の向上を図ります」

基本目標 1 「行政サービスの質の向上、村民との協働をめざします」

この目標は、地方分権の推進や社会環境の変化により地方行政の事務事業が増加する中、限られた財源で最大の効果をあげながら、村民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の実現を図るための基本となる目標です。

地方分権時代という地方自治の新たな時代に対応し、村民にとって本当に必要な行政サービスを選択し、よりよいサービスの提供に努めます。

また、村民と行政との役割分担を見直しながら、村民の主体的な参加と行政との連携による協働型社会づくりを推進し、行政サービスのさらなる向上を目指します。

これからの行政サービスの向上とは、既存サービス全体の底上げではなく、従来の水準や必要性を見直した上で、サービスの質を向上させるものです。

村民が行政運営に参画し、また、行政との連携による協働型社会づくりを推進していくためには、行政の信頼性の確保と開かれた行政システムの構築が必要であり、積極的な情報の公開と説明責任の徹底に努めていきます。

基本項目 1 「行政サービスの質の向上に取り組みます」

村民の視点に立った行政サービスの向上を図るため、事務手続の簡素化及び迅速化、接遇の改善、分かりやすく利便性の高い行政組織づくりに取り組みます。

基本項目 2 「村民と行政との協働を推進します」

村民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、NPOやボランティアなどの村民活動団体との連携の促進、村民と行政との役割分担に基づく行政サービス範囲の見直し、公共施設等の有効活用、民間やボランティアの参画による運営の検討に取り組みます。

基本項目 3 「電子自治体の実現を目指します」

村民が身近に感じる行政サービスを迅速かつ低コストで提供するため、IT (Information Technology : 情報通信技術) 活用した窓口サービスなどの検討、ホームページ・電子メール等を活用した行政情報発信の充実に取り組みます。

また、文書管理・電子決裁システム・地理情報システムの活用など行政事務の電子化を推進し、事務の省力・効率化を図ります。

基本目標 2 「事務内容や事業を見直し、経費の適正化に努めます」

この目標は、社会環境の変化に柔軟に対応できるよう、最少の経費で効率的な行政運営を行い、財政構造の弾力性を回復させるための基本となる目標です。

時代の変化や村民のニーズに合った新たな行政需要に対応していくため、事務事業の見直しを行い行政コストの縮減を図るとともに、村税等の歳入の確保を図りながら財政の硬直化からの脱却を目指します。

平成16年度の一般会計決算では、村税収入や国県負担金収入等歳入の減少が影響し、経常収支比率^{*1}が90.1%と財政の硬直化が進んでいます。歳入確保に努めるとともに、経常的な行政経費や投資的経費など、歳出全般にわたる見直しを行います。

財政構造や事務事業の見直しにより、結果的に従来のサービス水準などが低下するものについては村民の理解を得るための十分な説明責任を果たしていきます。

基本項目 4 「事務事業の再構築に取り組みます」

限られた財源を有効に活用し新たな行政需要に対応するため公共工事のコスト縮減、補助金等を見直し、公共施設の維持管理コストの縮減、指定管理者制度^{*2}の導入の検討、ITの活用などスクラップ・アンド・ビルド^{*3}の徹底による事務事業の再構築に取り組みます。

基本項目 5 「人件費、職員定数の適正化を図ります」

弾力性のある財政構造とするため事務の効率化、民間委託などの推進、ITの積極的活用及び職員定数、給料・手当の見直しなど、行政コストの中で大きな割合を占める人件費の適正化に取り組みます。

基本項目 6 「歳入の確保に努めます」

歳入を確保するため村税等の収納率向上に取り組むなどの自主財源の増収を図り、さらには、サービスやコストに見合った利用料の適正化などについて検討し、調査・研究に取り組みます。

基本項目 7 「財政状況の公表に取り組みます」

財政状況について透明性と公正の確保のため、財政シミュレーション等の作成と公表について取り組みます。

基本目標 3 「行政評価システムを活用し、行政能力の向上を図ります」

この目標は、新たな「行政評価システム」の導入を検討し、事務事業などについての明確な目標の設定と効果測定を行いながらその進行管理を徹底するとともに、職員の行政能力の向上を図っていくための基本となるものです。

行政運営に、「プラン(計画)・ドゥ(実行)・チェック(評価)・アクト(修正)型」の経営システム(PDCAサイクル)を取り入れ、村民の視点に立った効果・成果重視型の行政運営を行っていくとともに、行政能力の向上を目指します。

行政評価システムは、その評価を政策の立案や予算の作成などに活用し、限られた行政資源の配分を村民のニーズに合わせて行いながら、経営効率の向上及び村民に対する行政サービスの向上を図っていくためのものです。

評価にあたっては、行政自らの評価のみではなく、外部評価も含めて行い、結果の公表と十分な説明を行っていきます。

基本項目 8 「行政評価システムの構築に取り組みます」

村民の視点に立った効果・成果重視型の行政運営を図るため、新たに事務事業の有効性を評価していくための行政評価システムの構築に取り組みます。外部評価機関を設置するとともに、評価結果の公表に取り組みます。

基本項目 9 「行政能力の向上を図ります」

地方自治体が主権を持ち、自らの責任において様々な行政課題に的確に対応していくため、職員の意識や総合的な政策形成能力の向上に取り組むとともに、専門的な人材の育成と確保に取り組みます。

- * 1 経常収支比率 ...人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充当された一般財源の額が、村税、普通交付税を中心とする経常的な一般財源の総額に占める割合で、この数値が低い(80%未満)方が、弾力性のある財政運営がなされているといえます。
- * 2 指定管理者制度 ...平成16年6月、地方自治法が緩和され、民間事業者が自治体の公的施設の管理運営することができるようになりました。この制度の対象となる公的施設は、保育所、ゴミ処理施設、体育館、公園、病院などです。指定管理者制度は、公共施設の管理に関する権限を委任するもので、指定管理者は利用許可や一定の範囲で料金を自由に設定でき、使用料は指定管理者の収入として受け取ることができます。これにより、質の高いサービスが可能になる 経費の縮減を図れる可能性が高い というメリットがあります。
- * 3 スクラップ・アンド・ビルド ... 組織・事業の肥大化を防ぐため、組織・事業単位数を増やさないことを前提とした基本原則。組織・事業の新設の場合には、それに相当するだけの既存組織・事業を廃止しなくてはならないものとされています。

7 集中改革プランと進行管理

「日吉津村行財政改革大綱」の具現化を図り、取組みを着実に推進していくため、別途、行政改革大綱の実施計画に相当する「集中改革プラン」を策定します。

(1) 集中改革プランの期間

集中改革プランの期間は、平成17年度を初年度とする5か年とし、情勢の変化によっては取組みの変更や追加などが生ずることが考えられることから、逐次プランの見直しを行っていきます。

(2) 達成目標の設定

集中改革プランでは、進行管理の徹底を図るため、年次の目標や数値の目標をできる限り詳細に掲げていきます。

(3) 進行管理

集中改革プランの進ちょく状況について、検討委員会の審査を受け、逐次公表していきます。